

## 集落活動センターに関する国の概算要求の概要

省庁名	事業名	目的	内容	事業実施主体	補助率	担当課	備考
1 農林水産省	農村地域力発揮総合対策交付金	食を活かした手づくりの活動、暮らしの再生活動など、地域コミュニティの再生と地域活性化に向けた取組の組みを支援する。	(1) 集落が連携して取組む、女性が中心となった食品開発などの6次産業に繋がる「食」を活かした手づくり活動や、豪雪、鳥獣被害の防止など、暮らしの再生への支援 (2) 農業者等が都市住民や多様な主体などと連携しながら取組む農圃整備や防災農地の保全など、農を活用したまちづくり活動への支援 (3) 都市と農村の二つのマッチングや専門家の派遣、情報の発信等の取組みなどへの支援 (4) 手作り活動や、暮らしの再生活動に必要な拠点施設の補修等への支援	(1) 地域協議会等 (2) 地域協議会等 (3) 民間団体、NPO (4) 地域協議会、NPO、市町村等	(1)～(3) は定額 (4) 1/2	農業振興局 農村交流課 農村振興局 中山間地域振興課 生産局 農業環境対策課 鳥獣対策室	・5月 中山間地域振興課が、集落活動センター等を視察 ※日本農業新聞一面に掲載された記事が影響
2 林野庁	森林・山村資源利 用交付金	森林所有者と 地域住民、NPO、民間団体等との合意により設置する民間協働組織（活動組織）による里山林等の森林保全管理や、伝統的未利用材の活用活動、森林環境教育など、山村の活性化に資する取組に対して、支援する。	(1) 多面的機能保全活動 ① 地域環境保全 ・集落周辺の里山林を維持するための景観保全、整備活動や生物多様性保全に向けた取組 ・侵入竹の伐採、除去の取組 ② 災害未然防止 ・土留め柵の設置 ・山火事被害低減のための簡易防火帯の作設や維持管理 (2) 森林資源利用 ① 森林資源利用 ・木質バイオマス、炭焼、しいたけ、原木等として利用する活動や、伝統工芸品の原料としての活用 ② 森林空間利用 ・地域の森林における森林環境教育や森林レクリエーション活動	事業実施主体 地域協議会（県1組織） 一集落	定額 (上限 3,000千円)	林野庁計画課	・担当室長は、八百屋 前農業振興部副部長 ・10/22 集落活動センター等を視察
3 厚生労働省	安心生活創造事業	地域福祉推進市町村が、事業の3原則を前提として、一人暮らし世帯等への「基盤支援」（見守り、買物支援）を行うことで、一人暮らしの世帯等が住み慣れた地域で、安心、継続して生活できる地域づくりを行う。	一人暮らし世帯等が住み慣れた地域で、安心して、継続して生活できる地域づくりを行う。 ・基盤支援を必要とする人が増え、そのニーズを把握する。 ・基盤支援を必要とする人が増え、そのニーズを把握する。 ・それを支える安定的な地域の自主財源確保に取組む	市町村		社会・援護局 地域福祉課	・安心生活創造事業検討会に参画
4 国土交通省	集落における「小さな拠点」の形成	複数の集落が集まる集落地域において、地域の事情に応じて、長期的な将来展望を踏まえたうえで、住民が主体的となって集落の再生、再編に向けた取組を進めていく。	(1) 集落地域における「小さな拠点」の形成推進事業 ・人口減少、高齢化が進む集落が複数集まる地域において、生活サービス機能を中核的な地域に拠点化するとともに、列座的、効果的な公共、社会サービスの提供の仕組みを構築し、持続可能な集落地域づくりを促していくための、意欲のある集落地域における合意形成、ワークショップを推進する。 (2) 集落活性化推進事業 ・過疎地域等の条件不利地域において、廃校舎などの既存の公共施設を公益サービスへの集落施設へ改修する事業を支援することともに、その改修施設を集落の拠点として活用する地域活動の維持、発展を促す取組の組みを支援する。	住民団体、NPO法人等	(1) は、定額 (2) 1/2	国土政策局 総合計画課	・担当課が、集落活動センターを視察 ・小さな拠点づくり形成検討委員会に参画
5 総務省	過疎集落等維持、活性化モデル事業	過疎集落等を対象に、医療や生活交通などの日常生活機能の確保や、地域資源を活用した活性化など、課題に即し、総合的に取組む事業モデルの構築、実証を行う。	過疎集落等維持、活性化モデル事業 ・住民生活の一体性を重視した生活圏域での総合対策 ・地域住民の主体性を活かして、施策を機動的に過疎対策を総合的に推進	住民団体、NPO法人等	定額 (上限 10,000千円)	自治体 過疎対策室	・日頃から、情報交流を実施。 (事前に県の資料を配布) ・制度設計のプロジェクトに参画
6 内閣府	特定地域再生制度	少子高齢化への対応など、全国の地域に共通する重要な政策課題について、国が特定政策課題として設定し、その課題解決に向けた取組む地域を重点的に総合的に支援する。	(1) 特定地域再生事業 地域の将来像や課題解決のための取組みについて住民や関係者の合意形成を図るなど、計画の策定のために必要な調査等を実施する場合に補助金を交付。（10,000千円を限度に全額補助） (2) 特定地域再生計画推進事業 地方公共団体、公共的団体、NPO等が、地域再生計画に記載された特定地域課題の解決に資する事業を実施する場合に補助金を交付。（補助率1/2、上限なし） (3) 特定地域再生支援利子補給金 (4) 課税の特例 (5) 地方債の特例 ■ 地域における少子高齢化の進展に即した良好な居住環境の形成 ・居住者の少子高齢化等が進む市街地において保健、医療、福祉、子育て等のサービスを一体的に整備するまちづくり ・居住者の高齢化等が進む郊外住宅団地における生活環境の維持、向上 ・居住者の少子高齢化と人口減少が同時並行的に進む中山間地域や農山村地域における地域活力の維持、向上 ■ 地域における未利用又は利用の程度の低い資源を有効に活用した産業の振興 ・地域における農林水産物の有効利用による6次産業化や観光、健康等地分野との連携を通じた地域活力の向上 ・地域に賦存する再生可能エネルギーの活用による事業の創出とともに、省エネルギー対策等を一体的に行うエコタウンの推進	(1) 地方公共団体 (2) 地方公共団体 地域再生推進団体 企業、NPO等 (4) 特定地域再生事業を実施する企業に投資する個人 投資家 (5) 地方公共団体	(1) 定額 (上限 10,000千円) (2) 1/2 (上限なし)	内閣官房 地域活性化総合事務局	

# 農村地域力発揮総合対策【新規】

## 農村の現状

- 深刻な人口の減少、高齢化
- 農業所得の減少、生きがいの喪失
- 集落機能の低下
- 生活インフラの老朽化

## 農村地域力の低下

- 集落・地域の連帯感の低下、地域経済の衰退、生活基盤の脆弱化、地域コミュニティの活動の困難化など
- 農業生産の確保や国土保全など多面的機能の発揮に支障
- 「食」を活用した手づくり活動、地域に応じた暮らしの再生や生活拠点整備による地域コミュニティの再生と地域活性化
- 産業政策・経営体支援と併せて、地域政策・コミュニティ支援

## 国民・消費者ニーズ

- 成熟社会の到来に伴う「農」と触れあう暮らしへの希求
- 大震災を契機に地域コミュニティの重要性の再認識
- 市民農園の需要の増大
- 廃校等遊休資源の再活用

## 農村地域力発揮総合対策交付金の創設 (ソフト・ハード)

### 地域の特性に応じた支援

#### ■ 活力アップ重点地域

#### 農業を支える暮らしの再生

- 「食」へのアクセスの改善
- 定住環境等の整備
- 豪雪、鳥獣等による被害の未然防止

- 実施期間: 原則1~2年
- 実施主体: 地域協議会等
- 補助率: 上限定額1,000万円/地区

#### ■ 自立発展可能地域

#### 「食」を活用した手づくり活動の展開

- 地域食材を活かした活動への住民参加
- 消費者に対する食文化の情報発信、提供
- 地域資源の保全・利活用

- ※ 中山間地域8法指定地域等の小規模・高齢化集落を含む地区
- ・ 補助率: 上限定額 1,350万円/地区

#### ■ 都市・都市近接地域

#### 「農」を活用したまちづくり

- 「農」の次世代への継承
- 健康・福祉、教育等の農園利用
- 農空間の保全管理

- 実施期間: 原則1~2年
- 実施主体: 地域協議会等
- 補助率: 上限定額 500万円/地区

### 各地域の連携(全国)

#### 人と情報のネットワーク形成

- 企業、大学、福祉団体、学校等とのマッチング
- 専門家等の派遣
- ポータルによる情報の提供、交換、連携拡大

- 実施期間: 4年
- 実施主体: 民間団体、NPO等
- 補助率: 定額

### + 人材の育成・活用

#### 専門家、リーダー等の育成・活用

- 実施期間: 原則1~2年
- 実施主体: 地域協議会等
- 補助率: 上限定額 250万円/地区

- ※ 中山間地域8法指定地域等の小規模・高齢化集落を含む地区
- ・ 実施期間: 最大4年
- ・ 補助率: 上限定額 350万円/地区

### + 施設整備等

#### 空き家・廃校等を活用した集落拠点の施設・基盤の整備

- 実施期間: 原則1~2年
- 実施主体: 地域協議会、NPO、市町村等
- 補助率: 1/2 (上限2,000万円、上限なし)

農村地域力の発揮  
 地域コミュニティの再生  
 地域活性化

食料の安定供給・多面的機能の発揮

### 車の両輪

- ・ 産業政策
- ・ 個別経営体への支援

### 各省との連携

- 総務省
  - ・ 人材の育成・活用等
- 文部科学省
  - ・ 教育分野における活用事例の情報提供等
- 厚生労働省
  - ・ 高齢者・障害者等の農園利用の促進等
- 経済産業省
  - ・ 生活条件確保に関する支援等
- 国土交通省
  - ・ 「食」を核とした観光の推進等

# 森林・山村資源利用交付金（新規）

## 背景

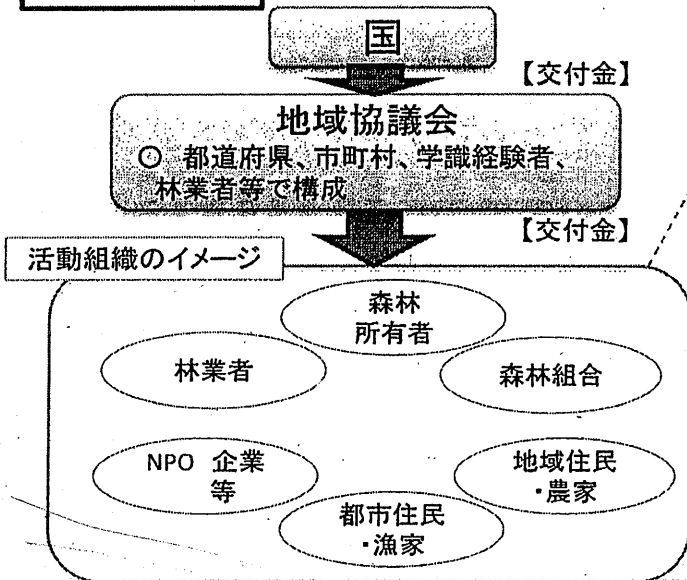
森林・林業を支える山村において、過疎化・高齢化の進行に伴い、地域住民と森林との関わりが希薄化しつつあり、水源のかん養、山地災害の防止、生活環境の保全、生物多様性の保全等森林の有する多面的機能の発揮が難しくなっている。

このため、森林所有者とNPO等が協力して地域の森林の保安全管理や森林資源の利活用を進めることにより森林の多面的機能の維持増進を図るとともに、森林資源の再生可能エネルギーとしての活用を推進し、山村における地域コミュニティの形成を図るための総合対策を講じる。

## 事業内容

○地域において、森林所有者、地域住民、NPO法人、関係団体など地域で合意した民間協働組織（活動組織）が実施する森林の保安全管理や山村地域の活性化に資する取組に対し、一定の費用を国が支援。

## 事業の仕組み



## 支援の対象例

### 多面的機能保全活動

<p><b>地域環境保全タイプ</b></p>  <p>里山林景観を維持するための活動</p>	<p><b>災害未然防止タイプ</b></p>  <p>侵入竹の伐採・除去活動</p>	 <p>簡易な土留柵の設置</p>
--	--	--

### 森林資源利用活動

<p><b>森林空間利用タイプ</b></p>  <p>森林環境教育の実践</p>	<p><b>未利用資源活用タイプ</b></p>  <p>集落周辺の広葉樹の伐採・搬出</p>	 <p>広葉樹を薪として利用</p>
--	--	---

山村の再生・発展の鍵は多面的機能が発揮され、国民が享受

# 集落地域における「小さな拠点」形成の推進（新規）

国土政策局  
(総合計画課・地方振興課)

## 【背景】

- 過疎地域等では、高齢化率が50%以上の集落が約16%、50人未満の集落も約3割に及び、小規模・高齢化集落が増加
- これらの地域では、2050年の人口減少率は約61%で、全国平均の約26%を大幅に上回る見込み

## 【目的】

- 人口減少・高齢化等により全国各地で維持・継続が危ぶまれる集落が拡大する中、暮らしの安心を支える公共・社会サービスの新規的・効果的な提供の仕組みを構築し、持続可能な集落地域づくりを推進
- 集落地域が集まる地域に医療・福祉、買い物等のサービスを提供する「小さな拠点」の形成とアクセス手段の確保
- 台形形成・プラントづくりから拠点施設整備・活用ノウハウの定着まで、地域の実情に応じた柔軟な対応

## 【期待する効果】

- 集落地域の構造転換を図る全国的なモデルの形成を図る

「小さな拠点」のイメージ例 京都府南丹市美山町



## プランづくり段階

### 集落地域における「小さな拠点」形成推進費（新規）

- 長期的な展望に立ち、持続的な集落地域づくりへの推進を全国的に高める
- 意欲ある集落地域を公募により選定し、生活サービス機能を中核的な地区に拠点化することによる持続的な集落地域づくりのための台形形成・プラントづくりを推進

## 実施・活用段階

※小さな拠点形成の具体化に必要な活動に対する関係省庁の関連支援メニューを柔軟に活用

その一環として

### 集落活性化推進事業

- 商店等の既存公共施設を活用し、拠点施設整備（ライブ）を支援
- 拠点施設を核とした地域振興の維持・発展等に資するソフト事業等を支援（拡充）

# 集落地域における「小さな拠点」形成推進費（新規）

## ■背景

- 人口減少・高齢化等により、全国各地で維持・継続が危ぶまれる集落が拡大
- 過疎地域等の集落では、高齢化率が50%以上の集落が約16%（約17万）、50人未満の集落も約3割に及び、小規模・高齢化集落が増加（総務省・国土交通省共同調査集落世帯世帯調査 H22年度）
- 過疎化が進む地域では、2050年の人口減少率は約61%で、全国平均の約26%を大幅に上回る（国土政策局長期展望委員会 H23.2）
- 複数の集落で連携を図りつつ、暮らしの安心を支える公共・社会サービスの効果的・効果的な提供の仕組みを構築し、持続可能な集落地域づくりを推進する必要がある（長期的展望に立った集落地域構造の転換）
  - ・ 日常生活を支える公共施設や社会的サービスを集約化・複合化を図る、近隣の集落で共同で行うなどの集落機能の再編・統合を図るなど、地域の創意工夫による持続可能な地域経済の仕組みづくりを行う必要（国土形成計画 H20.7）
  - ・ 基礎的サービスサービスの確保のため、「小さな拠点」の形成とそこへのアクセス手段の確保が有効（国土審議会集落問題検討委員会 H22.1）
  - ・ 「日本再生戦略」における国土・地域活力戦略として、「集落地域において日常生活サービスの効果的・持続的な提供を支える「小さな拠点」形成の促進、関係省庁間の連携強化」を位置づけ

## 平成23年度

- 小規模・高齢化する集落の将来を考えるに「ト」集の作成
- 集落での暮らしの安心を支える一つの手段として、従来の集落の枠組みにこだわらず、地域の実情に応じた適切な「集落」の作成
- 集落の形成を促す「小さな拠点」の形成
- 集落地域の公共・社会サービスの効果的・効果的な提供
- 集落地域の生活サービス機能の拠点化、広域連携による持続的な地域づくりのための「ト」集を作成

## 平成24年度

- 集落地域における「小さな拠点」の形成
- 集落地域の公共・社会サービスの効果的・効果的な提供
- 集落地域の生活サービス機能の拠点化、広域連携による持続的な地域づくりのための「ト」集を作成

## 平成25年度

- 【目的】 集落地域における中核的な地区への生活サービス機能の拠点化（「小さな拠点」の形成とアクセス手段の確保）、広域連携の仕組みの構築により、持続可能な集落地域づくりを推進
- 【概要】 生活サービス機能を中核的な地区に拠点化するとともに、さらに高次のサービスについて周辺都市等との広域連携を図ることにより、効果的・効果的な公共・社会サービスの提供の仕組みを構築し、持続可能な集落地域づくりを広げたい。意欲のある集落地域における台形形成、プラントづくりを推進
- 【対象】 過疎地域等における一定の広がりをもった複数の集落が集まる地域
- 【実施スキーム】
  - ・ 実施主体は、集落地域において活動しているNPO等
  - ・ 意欲のある集落地域を公募（南町村の推薦）の上、有識者委員会において選定
- 【効果】 集落地域における暮らしの安心を支えるとともに、効果的・効果的な公共・社会サービスの提供の仕組みを構築する実践的な事例調査を通じ、持続可能な集落地域づくりを全国展開（平成25年度から5年を目途に成果評価を実施）

【重点要求】

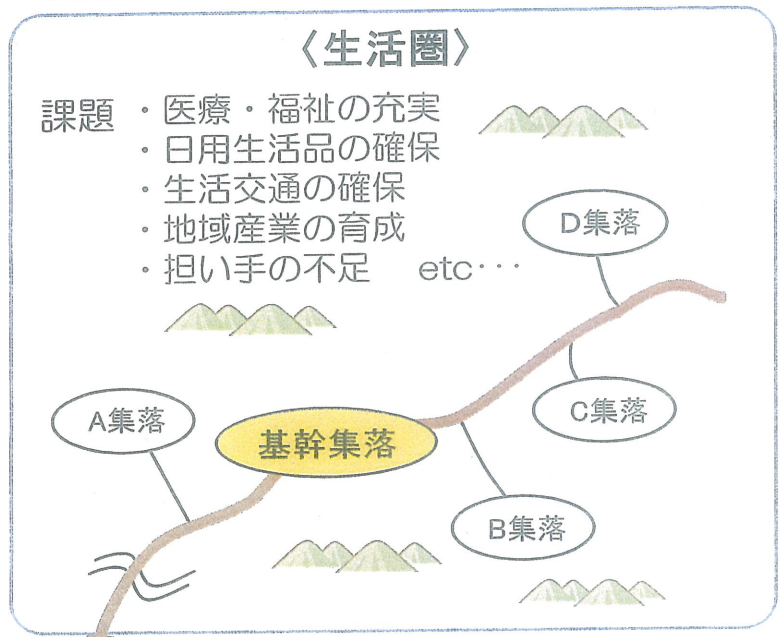
# 過疎集落等維持・活性化モデル事業

過疎集落等を対象に、医療や生活交通などの日常生活機能確保や地域資源を活用した活性化などの課題に総合的に取り組む事業モデルの構築・実証を行う。

## 取り組みのポイント

- 住民生活の一体性を重視した過疎の生活圏域での総合対策
- 地域住民の主体性を生かし、施策を総動員して過疎対策を総合的に推進

## 過疎の集落と生活圏



**役場所在地域**  
 ・役場 ・病院 ・商店街  
 ・事業所 ・駅

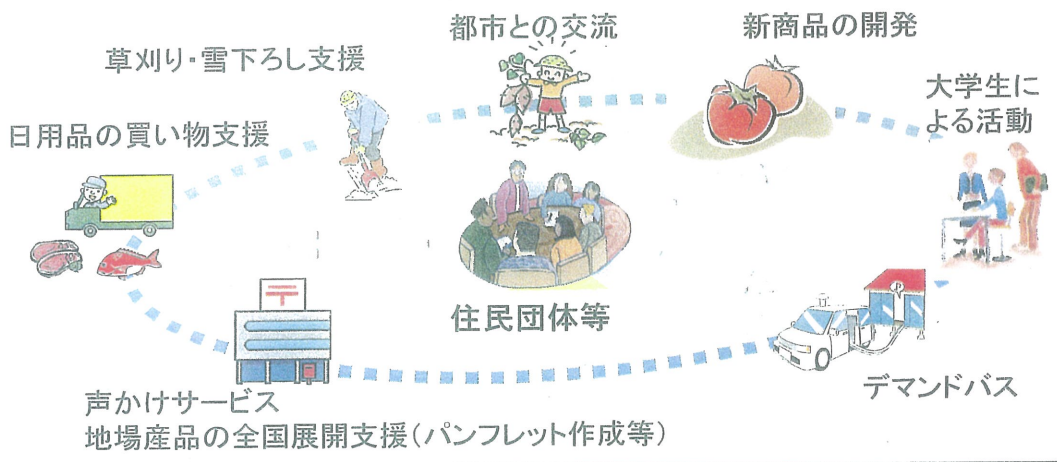
※住民の一体性がある地区(小学校区、大字等)単位を想定

## 施策の概要

### ○過疎集落等維持・活性化モデル事業

〔平成25年度要求額:5億円〕  
 1事業 1,000万円

- 事業主体 住民団体、NPO法人等
- 対象事業 過疎集落の維持・活性化に資する事業
- 交付限度額 1事業当たり1,000万円以内



## 特定地域再生事業費補助金

特定政策課題の解決に資する地域再生計画の策定・事業の実施を支援します。

### 特定地域再生計画策定事業

特定政策課題の解決に資する地域再生計画を策定しようとする地方公共団体が、地域の将来像や課題の解決のための取組について住民や関係団体との合意形成を図る等計画の策定のために必要な調査等を実施する場合に補助金を交付します。

- 対象：地方公共団体
- 補助率：全額補助（10,000千円を限度）

＜イメージ＞

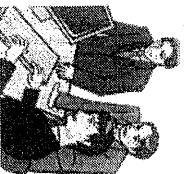
住民・関係団体



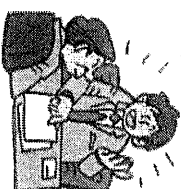
- 地域住民の意識調査
- ワークショップの開催

- ニーズ・課題の把握
- コンセンサスの醸成

地方公共団体



特定政策課題の解決に資する地域再生計画



### 特定地域再生計画推進事業

地方公共団体、公共的団体、NPO・一般社団法人等のうち地域再生推進法人として指定された者が、地域再生計画に記載された特定政策課題の解決に資する事業を実施する場合に補助金を交付します。

- 対象：地方公共団体、地域再生推進法人 等
- 補助率：1/2

＜補助対象例＞

- |                               |              |                |
|-------------------------------|--------------|----------------|
| ●複数施設の統合化                     | ●既存遊休施設の改修   | ●コミュニティバスの購入   |
| ●長期型専門家派遣                     | ●高齢者・女性の就業支援 | ●複業化、ワルチ人材育成支援 |
| ●エネルギー・マネジメント、資源リサイクル等人材の育成支援 |              |                |
- 等

※他の国庫補助の対象となるものについては補助の対象になりません。